

# 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱

平成30年2月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、助成金等に係る予算の執行について基本的事項を定めることにより、助成金等の交付の不正な申請及び助成金等の不正な使用の防止その他助成金等に係る予算の執行並びに助成金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）の適正化を図るため、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（以下「公社」という。）が定める他の規程（以下「規程等」という。）に特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金等 公社が交付する助成金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 助成事業等 助成金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 助成事業者 助成事業等を行う者をいう。

(執行上の責務)

第3条 助成金等に係る予算の執行は、助成金等が貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、助成金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行われなければならない。

(交付申請)

第4条 助成金等の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする者は、助成金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、公社の代表理事（以下「代表理事」という。）に対し、その定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 助成事業等に係る事業計画書
- (2) 助成事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 助成事業等が工事の施行に係るものである場合にあっては、仕様書、設計書及び図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 代表理事は、交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付申請に係る助成金等の交付が規程等並びに予算で定めるところに違反しないかどうか、助成事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定をするものとする。

2 代表理事は、前項の場合において、助成金等の適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項について修正を加えて交付決定をすることができる。

3 代表理事は、第1項の規定による調査の結果により助成金等を交付することが不相当と認められたときは、速やかに交付申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(助成金等の交付の除外条件)

第6条 代表理事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 岐阜市の市税を滞納している者
- (5) 国又は地方公共団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が不相当と認める者  
（助成金等の交付の条件）

第7条 代表理事は、交付決定をする場合において、助成金等の交付の目的を達成するために次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 助成事業等の内容、経費の配分又は執行計画を変更（代表理事が認める軽微な変更を除く。）しようとする場合にあっては、代表理事の承認を受けるべきこと。
  - (2) 助成事業等を行うため締結する契約に関し、代表理事が定める基準がある場合にあっては、当該基準によるべきこと。
  - (3) 助成事業等を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、代表理事の承認を受けるべきこと。
  - (4) 助成事業等が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合にあっては、速やかに代表理事に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 代表理事は、助成金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項の条件のほか、必要な条件を付することができる。

（交付決定の通知）

第8条 代表理事は、交付決定をしたときは、助成金等交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に文書をもって、交付申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第10条 代表理事は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 代表理事が前項の規定により交付決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他交付決定後に生じた事情の変更により助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 助成事業者が助成事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、助成事業等に要する経費のうち助成金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により助成事業等を遂行することができない場合  
(助成事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(助成事業等の遂行)

第11条 助成事業者は、規程等の定め並びに交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく代表理事の決定に従い善良な管理者の注意をもって助成事業等を行わなければならない。いやしくも助成金等の他の用途への使用をしてはならない。

(計画変更等の承認)

第12条 助成事業者は、助成事業等の計画を変更(代表理事が認める軽微な変更を除く。)しようとする場合又は助成事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ助成事業等計画変更・中止(廃止)申請書(様式第3号)を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 助成事業者は、助成事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、助成事業等が完了した年度の翌年度以後5年間保存しておかなければならない。

(状況報告)

第14条 代表理事は、必要があると認めるときは、助成事業者から助成事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。

(助成事業等の遂行等の命令)

第15条 代表理事は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業等が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 代表理事は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第16条 助成事業者は、助成事業等が完了したとき(助成事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、助成事業等実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、代表理事に対し、その定める時期までに提出しなければならない。交付決定に係る公社の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 助成事業等に係る事業実績書

(2) 助成事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

(助成金等の額の確定等)

第17条 代表理事は、助成事業等の完了又は廃止に係る助成事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか

を調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金等の額を確定し、助成金等確定通知書（様式第5号）により当該助成事業者へ通知しなければならない。

（是正のための措置）

第18条 代表理事は、助成事業等の完了又は廃止に係る助成事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業等につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業等について準用する。

（助成金等の交付）

第19条 助成金の交付は、第17条の規定により交付すべき助成金等の額を確定した後に行うものとする。ただし、代表理事が助成金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金等の交付決定金額の範囲内において、助成金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 前項の概算払又は前金払を受けようとする者は、助成金等概算払（前金払）請求書（様式第6号）を代表理事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第20条 代表理事は、助成事業者が助成事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金等を他の用途に使用したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は代表理事の命令若しくは指示に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき。

(4) 第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、助成事業等について交付すべき助成金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（助成金等の返還）

第21条 代表理事は、交付決定を取り消した場合において、助成事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 代表理事は、助成事業者へ交付すべき助成金等の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第22条 助成事業者は、第20条第1項の規定による取消しに関し、助成金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を公社に納付しなければならない。

2 助成金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を

命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等に充てられたものとみなす。

4 助成事業者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第23条 代表理事は、助成事業者が助成金等の返還を命ぜられ、当該助成金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(理由の提示)

第24条 代表理事は、交付決定の取消し、助成事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は助成事業等の是正のための命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産処分の制限)

第25条 助成事業者は、助成事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、代表理事の承認を受けずに、助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（別に定めるものにあつては、助成金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、代表理事が助成金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(立入検査等)

第26条 代表理事は、助成金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に報告させ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金等の交付手続の特例)

第27条 代表理事は、第4条、第5条、第8条、第16条、第17条又は第19条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該各条の手続を統合し、又は省略して助成金等を交付することができる。

(様式の特例)

第28条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める様式の特例を定めることができる。

(1) 法令等に規定する所要の様式を用いる必要があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、代表理事が特に理由があると認めるとき。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の助成金等から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）

（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

（申請者）

住所

氏名

印

（団体の場合は、主たる事務所の所在地及び  
代表者の住所並びに団体名及び代表者名）

### 助成金等交付申請書

一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請  
します。

助成事業等の名称	
助成事業等の目的及び内容	
助成金等の交付申請金額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書又はこれに代わる書類 3 仕様書、設計書及び図面（工事施行の場合） 4 その他

様

(一財) 岐阜市にぎわいまち公社  
代表理事 印

助成金等交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金等の交付については、次のとおり決定したので、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱第8条の規定により通知します。

助成事業等の名称	
助成金等の交付決定金額	円
助成金等の交付の申請に係る事項について修正を加えた場合は、その内容及び理由	
交付の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 助成事業等の実施に当たっては、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱及び当該助成事業等の交付に係る規程に定めるところにより行わなければなりません。</li><li>2 助成事業等の執行方法が不適当な場合には、助成金等の交付決定の取消し及び助成金等の返還を命ずることがあります。</li><li>3 助成事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、助成事業等が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。</li></ol>
備考	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱第26条の規定等により立入検査等を行うことがあります。



（あて先）

（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

（申請者）

住所

氏名

印

（団体の場合は、主たる事務所の所在地及び  
代表者の住所並びに団体名及び代表者名）

助成事業等計画変更・中止（廃止）申請書

一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱第12条の規定により、次のとおり申請します。

決 定 年 月 日	年 月 日	受 付 番 号	第 号
助 成 事 業 等 の 名 称			
助成事業等の変更の内容			
変更又は中止（廃止）の理由			
変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日（予定）		
添 付 書 類			

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（あて先）

（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

（申請者）

住所

氏名

印

（団体の場合は、主たる事務所の所在地及び  
代表者の住所並びに団体名及び代表者名）

助成事業等実績報告書

一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱第16条の規定により、次のとおり報告します。

決 定 年 月 日	年 月 日	受付番号	第 号
助 成 事 業 等 の 名 称			
助成事業等の完了年月日	年 月 日		
助成金等の交付決定金額	円		
助成金等の既交付金額	円		
添 付 書 類	1 事業実績書 2 収支決算書又はこれに代わる書類 3 その他		

備考 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

（一財）岐阜市にぎわいまち公社  
代表理事 印

助成金等確定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成事業等については、次のとおり助成金等の額を確定したので、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱第17条の規定により通知します。

決 定 年 月 日	年 月 日	受付番号	第 号
助 成 事 業 等 の 名 称			
助成金等の交付決定金額	円		
助成金等の確定金額	円		

（あて先）

（一財）岐阜市にぎわいまち公社 代表理事

（請求者）

住所

氏名

印

（団体の場合は、主たる事務所の所在地及び  
代表者の住所並びに団体名及び代表者名）

助成金等概算払（前金払）請求書

一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱第19条第2項の規定により、次のとおり請求します。

決 定 年 月 日	年 月 日	受付番号	第 号
助成事業等の名称			
助成金等の概算払（前金払）請求金額	円		
助成金等の概算払（前金払）請求理由			